福島県立特別支援学校の臨時的任用職員及び特定会計年度任用職員（非常勤講師）を希望される方へ

※　常勤講師及び非常勤講師は、「幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭免許状（基礎免許状）」のいずれかを所有していれば勤務することができます。（「特別支援学校教諭免許状」を所有していなくても、志願することができます。）

令和９年度の福島県立特別支援学校の臨時的任用職員（常勤講師、養護助教諭、期限付実習助手、期限付寄宿舎指導員）、特定会計年度任用職員（非常勤講師）を希望される方は、下記により申し込んでください。

記

１　申 込 先　　〒960-8688　　福島市杉妻町２－１６

福島県教育庁特別支援教育課　管理担当

電話　０２４（５２１）７７６５

２　申込期日　　~~令和８年１１月１１日（水）必着　（個別に提出する場合）~~

→　令和８年１２月９日（水）必着

３　提出書類　　志願書、職歴等　（提出書類一覧を参照し、必要なものを準備する）

４　採　　用　　欠員等により任用の必要が生じた際には、その都度、申し込み者の中から任用条件等を考慮して該当者に連絡し、書類選考、面接等を経て採用の可否を決定します。

５　給 与 等

（１）臨時的任用職員（常勤講師、養護助教諭、期限付実習助手、期限付寄宿舎指導員）

ア　勤務時間　…　週当たり３８時間４５分（１日７時間４５分）

イ　給料　……　基本給与　４年制大学新卒の例　月額２６５，２００円（令和8年4月採用の実績）

ウ　諸手当　……　扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、退職手当（勤続６か月以上の場合）

エ　休暇等　……　年次有給休暇（採用月数に応じて付与）、病気休暇、特別休暇（忌引休暇、夏季休暇等）

（２）特定会計年度任用職員（非常勤講師）

ア　勤務日・勤務時間　…　校長が定めます。

イ　報酬　……　時間に応じて支給（時給　３，０１０円）（令和8年4月採用の実績）

ウ　費用弁償　…　通勤手当に相当

エ　休暇等　……　年次有給休暇（週当たりの勤務日数により付与）、特別休暇（忌引休暇等）

６　そ の 他

（１）講師申し込み後、進学や他県への就職等で辞退することが生じた場合には、速やかに「福島県教育庁特別支援教育課　管理担当」宛に必ず連絡してください。

（２）講師登録は、年間を通じて行っています。

（３）任用の場合は、令和９年２月下旬～３月中旬頃までに連絡する予定です。

県内の県立の特別支援学校で講師を希望する方のみ必要書類を送付してください。小・中・高等学校及び市立の特別支援学校で講師を希望する方は、書類を提出しないでください。
【他の校種（小学校・中学校・高等学校）との重複申込みはできませんのでご注意ください。】